

短期入所療養介護サービス利用案内

(重要事項説明書)

令和 年 月現在

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護老人保健施設「二葉園」（以下「当事業所」といいます）が行います短期入所療養介護サービス（以下「短期入所療養介護サービス」といいます。）について、利用される前に知っておいていただきたい重要事項を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

介護老人保健施設 「二葉園」

短期入所療養介護サービス説明書

1 短期入所療養介護サービスを提供する事業者

事業者：社会福祉法人 日光会

代表者名：理事長 中山 享一良

所在地：大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号

電話：06-6335-2366

ファックス：06-6331-3323

2 短期入所療養介護サービスを提供する施設

(1) 事業所の名称等

事業所(施設)の名称：介護老人保健施設 「二葉園」

所在地：豊中市二葉町二丁目5番3号

電話：06-6335-2366

ファックス：06-6331-3323

3 短期入所療養介護サービスの目的及び運営方針

(目的) 介護保険法に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(運営方針)

- (1) 利用者が地域社会の中で自立した生活を送れるための支援、在宅支援施設として機能します。したがって、いつでも気軽に利用できるシステムを持ちます。そして、地域の他機関と連携します。
- (2) 地域リハビリテーション理念に基づいたケアを提供し、生活機能の維持向上を図る為に医療、リハビリに重点をおきます。
- (3) 介護の質の向上に取り組みます。その為に、グループケアユニットにより個人の尊厳やプライバシーを守った事業所運営に取り組みます。
- (4) 地域とのコミュニケーションをとり、ボランティアグループと協働して地域での福祉サービスの向上に努めます。
- (5) 当事業所では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- (6) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- (7) 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- (8) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (9) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (10) 短期入所療養介護サービスの目的達成のため、職員の資質の向上を図るよう努めます。

4 事業所の職員体制等

医師（施設長） 1人 3人(非常勤)

短期入所サービスを統括するとともに、利用者の健康管理及び医療の措置を講じる。

看護職員 6人(常勤) 3人(非常勤)

医師の指示の基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく看護を行う。

介護職員 18人(常勤) 4人(非常勤)

利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。

理学（作業）療法士 1人 あわせて 7人(常勤、すべて通所と兼任)

医師の指示のもとに、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

介護支援専門員 1人(常勤)

利用者の短期入所療養介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新に必要な援助を行う。

支援相談員 2人 (常勤)

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

管理栄養士（栄養士） 2人(常勤)

献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

事務員 実情に応じた適当数

利用者に関する必要な事務を行う。

5 短期入所療養介護サービス（施設サービス含む）における標準的な勤務体制

早出（午前7時00分～午後4時00分） 介護職員3名

日勤（午前9時00分～午後6時00分） 医師（施設長）1名・介護職員3名・看護職員3名・理学・作業療法士1名
管理栄養士（栄養士）1名
介護支援専門員1名・支援相談員2名
事務員3名

遅出（午前10時30分～午後7時30分） 介護職員3名

夜勤（午後4時30分～午前9時30分） 介護職員3名・看護職員1名

6 短期入所療養介護サービスを受けることができる方

- (1) 介護保険法に基づく被保険者証を有し、要介護と認定された方
- (2) 病状が安定し、看護・医学的管理下での介護および機能訓練その他必要な医療等が必要な方。
- (3) 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る必要がある方。
- (4) 事業所内において集団生活が可能なる方。

7 短期入所療養介護サービスを受けるための手続

- (1) 短期入所療養介護サービスを受けようとする場合は、所定の利用申込書及びかかりつけ医師の健康診断書または診療情報提供書を提出して下さい。
- (2) 申込者の身体の状態を把握するため、居宅介護支援事業所から情報の提供を受けさせていただきます。

8 短期入所療養介護サービス中の療養等

- (1) サービス利用中の療養は、認定された介護度、本人・家族の意思及び事業所の医師等の各専門職の意見により、短期入所療養介護サービス計画に基づき療養を行います。

- (2) 入浴は1週間に2回(利用中最低1回)とします。
- (3) 利用中の洗濯は、ご家族の方で、お願いいたします。(難しい方は、ご相談下さい。)
- (4) オムツが必要な方は、施設で用意いたします。
- (5) 配膳をする時間は、特別な理由がない限り、次のとおりといたします。朝食—8時 昼食—12時 おやつ—15時 夕食—18時
- (6) 家族等の面会時間は10時から18時までとなっております。

9 短期入所療養介護サービスの終了

次のいずれかに該当する場合は、終了となります。

- (1) 居宅サービス計画に基づく利用期間が終了した場合。
- (2) 利用者または家族が修了を決めた場合。
- (3) 利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所療養介護サービスの提供が出来ないと判断された場合。
- (4) 他の利用者または職員に対して、利用継続が困難となる程度の迷惑行為を行った場合。
- (5) その他やむを得ない事情により、施設使用が困難な状況となった場合。

10 短期入所療養介護サービスの利用料

(1) 短期入所療養介護サービス費

(単位：円)

介護区分	基本サービス費(日額)	利用者負担額(基本料金の10%分)	滞在に要する費用
要介護1	8,633	864	1,728
要介護2	9,413	942	1,728
要介護3	10,098	1,010	1,728
要介護4	10,720	1,073	1,728
要介護5	11,320	1,132	1,728
介護区分	基本サービス費(日額)	利用者負担額(基本料金の20%分)	滞在に要する費用
要介護1	8,633	1,727	1,728
要介護2	9,413	1,883	1,728
要介護3	10,098	2,020	1,728
要介護4	10,720	2,144	1,728
要介護5	11,320	2,264	1,728
介護区分	基本サービス費(日額)	利用者負担額(基本料金の30%分)	滞在に要する費用
要介護1	8,633	2,590	1,728
要介護2	9,413	2,824	1,728
要介護3	10,098	3,030	1,728
要介護4	10,720	3,216	1,728
要介護5	11,320	3,396	1,728

*上記金額は、厚生労働省の告示に基づきます。

*非課税世帯等低所得者の方については、食事の一部負担金について、保険者に申請すれば、次のとおり減額されることがあります。

*端数処理の方法で誤差が生じる場合があります。

(単位：円)

負担限度額	従来型個室	食事の提供に要する費用	利用料（日額）
第1段階	550	300	850
第2段階	550	390	940
第3段階①	1,370	650	2,020
第3段階②	1,370	1,360	2,730
第4段階（基準費用額）	1,728	1,620	3,348

(2) 加算額【 ()内は2割負担・< >は3割負担 】

		基本サービス費	利用者負担額・・・基本サービス費の 10%分(20%分)<30%>
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士が1日 20分以上の個別リハ ビリテーションを行っ た場合。	2529円 (/日)	253円 (506円) <759円>
夜勤職員配置加算	入所者の数が20又は その端数をますごとに 1以上の数の夜勤を行 う介護・看護職員を配 置していること	252円 (/日)	26円(51円) <78円>
療養食加算	・食事の提供が管理栄養 士又は栄養士によって 管理されていること。 ・利用者の年齢、心身の 状況によって適切な栄 養量及び内容の食 事の提供が行われている こと。	84円(/回) ※1日につき3回を 限度。	9円(17円) <27円>
送迎加算	送迎をした場合(片道に つき) 送迎範囲(豊中市、淀川 区以外) 5km以上10km未満 216円 それ以後5kmごとに 210円	1,939円(/回)	194円(388円) <582円>
認知症ケア加算	認知症高齢者の日常生 活自立度ランクがⅢ以 上で、介護を必要とする 認知症入所者にサービ スを行った場合。	801円(/日)	81円(161円) <243円>

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に7.5%を乗じた単位数		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	・在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上 ・地域に貢献する活動を行っている ・介護保険施設サービスⅠの在宅強化型を算定している	538円	54円（108円） <1162円>
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。	189円（/日）	19円（38円） <57円>

（3） その他の費用（実費負担）

内 容	日 額
食事の提供に要する費用	朝 食—400円 昼 食—630円 夕 食—590円
特別療養室（トイレ・洗面付） 1日	1,500円（税込み）

その他（必要とした場合）

理美容代	カット（男性） 1回 3,000円 カット（女性） 1回 2,000円 毛染め 3,000円 パーマ 6,000円 顔そり 2,000円	
診断書料	1通 1,500円（税込み）	
死亡診断書	1通 3,300円（税込み）	
日用品費	1日 100円 （シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ティッシュ・ウェットティッシュ・乳液代等）	
教養娯楽費	1日 100円 （レクリエーション材料費、囲碁、将棋、施設内外行事費用等）	
洗濯代（乾燥機含む） 指定のネット	1回 715円	入所者又は家族が準備して下さい。入所者又は家族が希望した場合必要となります。
歯ブラシ	150円	
歯磨き粉	200円	
コップ	200円	
ティッシュ	100円	
電気代（テレビ、レンタル代含む）	250円	全て持ち込み電気製品の、1日当たりの電気代です。
電気代（ラジオ）	50円	
電気代（携帯電話）	10円	
電気代（電気あんか）	80円	
電気代（電気毛布・加湿器）	100円	
電気代（上記以外の物）	実費相当額	
コピー代	実費相当額	
おやつ代	100円	
特別な食事	実 費（税込み）	
クラブ活動費（生け花教室等）	材料費実費	

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに文書を送付し、当該利用料を相当額に変更します。

1.1 利用料その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、短期入所療養介護サービスの対価として、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
 - (2) 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を当月末日までに支払うものとします。
 - (3) 診断書料は、交付時にお支払いいただきます。
 - (4) 利用料、その他費用のお支払いは以下のいずれかの方法でお願いいたします。
 - ア) 指定口座からの引き落とし(手数料不要)
 - ・引き落とし日・・・利用翌月の27日
 - イ) 介護老人保健施設二葉園事務室の窓口での現金支払い
取扱時間：平日の9時から18時まで
 - ウ) 事業所の指定する口座へ振込み。(振込手数料は振込者の負担です。)
 - ・三井住友銀行 西野田支店
普通 6984272 社会福祉法人 日光会
 - ・みずほ銀行 十三支店
普通 1980113 社会福祉法人 日光会
 - ・ゆうちょ銀行 四一八支店
普通 3740904 社会福祉法人 日光会
- *利用料金お支払い後に領収書を発行いたします。領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管して下さい。

1.2 記録の作成

当事業所は、利用者の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- (1) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。(謄写代実費必要)但し、家族等(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

1.3 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷、他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。

1.4 虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します
虐待の防止に関する責任者 事務長
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決制度を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1.5 秘密の保持

当事業所とその職員と職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。又、この秘密を保持する義務は、利用終了後も継続します。但し、下記の事項については、あらかじめ文書にて同意を得た上で、情報提供を行うことがあります。

- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

1.6 医療機関への受診及び緊急時の対応

- (1) 利用中の治療については、当事業所の医師が診療いたします。疾病の内容により専門的な治療を必要とする場合は、事業所の医師の指示に基づき協力病院または利用者の指定する病院等に受診していただきます。
- (2) 協力病院等への受診及び入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必ず「緊急時の連絡者」にご連絡いたします。

協力病院一医療法人 善正会 上田病院 内科、胃腸科、循環器科、外科、整形外科、
泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科
豊中市稲津町1丁目7番1号 電話06-6151-3650

医療法人 永寿会 福島病院 内科、外科、整形外科、脳神経外科、胃腸科
放射線科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科、
人工透析科
大阪市旭区千林二丁目4番22号 電話06-6953-2940

協力歯科一三原歯科診療所
池田市石橋1丁目13番3号
電話072-761-1524

- (3) 外出時に受診が必要になった場合は必ずご連絡ください。

1.7 短期入所療養介護サービスに関する要望又は苦情等の申出

利用者及びその家族等は、当事業所の提供する介護保険短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情について、当事業所に申出ることができ、又は、所定の場所に設置する「投書箱」に投函して申出ることができます。

*事業所の窓口

介護老人保健施設 二葉園 担当 事務長 豊中市二葉町二丁目5番3号
電話06-6335-2366 ファックス06-6331-3323

*市町村の窓口

豊中市福祉部長寿社会政策課

豊中市中桜塚三丁目1番1号

電話06-6858-2838 ファックス06-6858-3146

*受付時間：午前8時45分～午後5時15分

(月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)

話して安心、困りごと相談

豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話06-6858-2815 ファックス06-6854-4344

*受付時間：午前9時00分～午後5時15分

(月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)

*公的団体の窓口

大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号

電話06-6949-5418

*受付時間：午前9時00分～午後5時00分

(月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く)

18 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う短期入所療養介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村・居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には利用者に対して、その損害を賠償します。

19 非常災害時の対策について

当施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上行います。それにより、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

20 施設の利用に当たっての留意事項

当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- (1) 消灯時間は、午後9時とし、起床は午前6時とします。但し季節により前後する場合があります。但し、この場合は事前に利用者等に連絡します。
- (2) 外出は事務所に届け出をします。
- (3) 飲酒については禁止とし、喫煙については、決められた場所でのみ許可します。
- (4) 火気の取扱いは、禁止とします。
- (5) 設備・備品の利用は、職員の注意を十分に聞き、破損等について充分注意して下さい。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要最低限とし、テレビ、ラジオ、電気ポット等電気製品の持ち込みについては、定める利用料金表により、支払いを申し受けます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、原則として行わない。個人で管理する場合は紛失等があっても一切責任は負いません。
- (8) ペットの持ち込みは、禁止します。
- (9) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- (10) 他入所者への迷惑行為は禁止します。

21 衛生管理

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- (2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、夏季の期間については月2回検便を行います。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

本書面に基づき、上記の内容について、説明、交付しました。

令和 年 月 日

事業者

大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号

社会福祉法人 日光会

理事長 中山 享一良

Ⓜ

説明者職氏名

介護老人保健施設 二葉園

支援相談員

Ⓜ

本書面に基づき、上記内容の説明と交付を事業者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名

Ⓜ

代理人 住所

氏名

Ⓜ